

◇大阪市契約規則の一部を改正する規則

- 1 電子入札システムで扱える手続の範囲を見直し、新たに調達・契約システムにより入札及び契約の手続を行えるようにしました。
- 2 一般競争入札の公告や参加の手続に係る規定を改めました。
- 3 随意契約の場合もあらかじめ予定価格を定めることを明記し、少額随意契約の上限額を引き上げました。
- 4 廃止する運用に係る規定を削除しました。
- 5 履行保証保険の電子化を認めることとしました。
- 6 不当な取引制限等を行った契約の相手方に対する損害賠償の規定を整備しました。
- 7 契約変更時に書類を提出する規定を明記しました。
- 8 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 9 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 10 この規則は、令和8年7月1日から施行することにしました。

(契約管財局契約部制度課)